

館林市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年度随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年3月23日

館林市監査委員 早川 勉

館林市監査委員 遠藤 重吉

館監第354002号

令和5年3月23日

館林市長 多田善宏様  
館林市議会議長 権田昌弘様  
館林市教育委員会教育長 川島健治様

館林市監査委員 早川 勉

館林市監査委員 遠藤 重吉

随時監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

## 随時監査結果報告書

### 1 監査の基準

館林市監査基準（令和2年館林市監査委訓令第1号）

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第5項に規定する随時監査

### 3 監査の対象

- （1）対象業務 奨学金管理システム導入業務委託
- （2）所管部局 教育委員会教育総務課

### 4 監査の実施期間

令和5年1月13日から令和5年3月20日まで

### 5 監査の着眼点

情報システムに関して、その信頼性、安全性、効率性が確保されているか、また、費用を投じたシステムの構築及び運用が適切に行われているか。

### 6 監査の実施内容

契約関係書類及び設計図書等の関連書類の調査、関係職員等から説明を聴取するとともに、システム実機を確認した。

なお、情報システムに関する専門的知識を必要とするため、特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム（篠原哲哉技術士）に技術調査を業務委託し、技術的な指導・助言について協力を得て、監査を実施した。

### 7 監査の結果

特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム（篠原哲哉技術士）から提出された技術調査報告書、関連書類の調査及び関係職員等から聴取した説明を総合的に検討した結果、監査対象とした情報システムにおける信頼性、安全性、効率性の確保、また、費用を投じたシステムの構築及び運用は概ね適正であると認められた。